令和2年度広島県高等学校総合体育大会 代替大会 ボート競技 実施要項

開催の趣旨

本大会は、中止となった第73回広島県高等学校総合体育大会の代替大会とし、学校教育の一環として、生徒に広くスポーツの機会を与え、その力と技及び明朗な精神の高揚をめざし、健康の増進と生徒相互の親睦を図ろうとするものである。

主 催

広島県高等学校体育連盟

共 催

広島県教育委員会 広島県ボート協会

後 援

福山市教育委員会 (公財)広島県教育事業団 (公財)広島県体育協会 (公財)福山市スポーツ協会

協

(公財)久保スポーツ振興基金(申請中)

1 期日・会場地

- (1) 期日 令和2年8月9日(日)
- (2) 会場 福山市水呑町 芦田川漕艇場

2 種目

男・女

舵手つきクォドルプル(1000m) ダブルスカル(1000m) シングルスカル(1000m)

3 参加資格

- (1) 選手は,広島県高等学校体育連盟(以下,県高体連)規約第5条に規定する学校に所属する生徒で本競技実施要項により,大会参加資格を得たものに限る。
- (2) 年齢は、平成13年4月2日以降に生まれたものとする。

ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。

- (3) チーム編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (4) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会の参加を認める。
- (5) 転校・転籍後6ヶ月未満のものは同一競技への参加を認めない(外国人留学生もこれに準じる)。ただし、一家転住などやむを得ない場合は、県高体連会長の許可があればこの限りではない。
- (6) 出場する選手は、健康上問題がなく保護者が同意し、在学する学校の長の承認を必要とする。
- (7) 各競技専門部の特質により、別に参加資格をもうけることがある。
- (8) 参加資格の特例による参加については、広島県高等学校総合体育大会開催基準要項のとおりとする。

4 競技方法(及び採点方法)

日本ボート協会制定の競漕会規則および審判規定による。

5 参加申込

所定の申込書に要点をもれなく記載してメールもしくは FAX にて申し込むこと。 その後正式な申込書を送付すること。 ◎送付先 〒739-0425 廿日市市物見西二丁目6-1 宮島工業高等学校 坂本 陽平 気付け 広島県ボート協会

TEL (0829) 55-0143 FAX (0829) 55-0609

メールアドレス y-sakamotok886430@hiroshima-c.ed.jp

6 申込期限

令和2年7月27日(月)

7 参加上の注意

- (1) 出場選手の大会期間中の健康管理及び生徒指導については各学校長の責任において遺漏のないよう処置すること。特に、健康管理、食生活及び交通安全等の指導については、十分留意すること。
- (2) 選手は大会2週間前から体調記録表に記録し、当日持参する。
- (3) 競技場においては会場責任者の指示に従うとともに、競技場を常に清浄に保ち、会場を汚さないこと。
- (4) 各自,原則として「健康保険証」を持参すること。
- (5) 選手は大会2週間前からの行動履歴書を記入しておく。
- (6) 救命具は各クルーにおいて所定の数を準備すること。
- (7) 各クルーにおいて統一したユニフォームを着用すること。
- (8) 競漕用ユニフォームに県名・クルー名を明記し、所属が確認できるようにすること。
- (9) 舵手の計量は配艇場にて行う。
- (10) L板を含むアッセンブリ及びボルトナット類は持参すること。
- (11) ストレッチャーならびにシートの取り替えは認める。但し配艇委員に申し出ること。
- (12) ワークスルーは80mm~100mmの間の移動を認める。
- (13) 大会での配艇は艇庫前で行うが、リギングは指定された場所で行うこと。
- (14) 艇の使用後は、主催者側で用意した洗剤で艇の洗浄を行うと共に、その損傷の有無について配艇委員の点検を受けること。
- (15) 競漕中の疾病, 傷害等の応急措置は主催者側で行うが, その後の責任は主催者側では負わない。 (なお, 一般の部(男子・女子)については参加者の方でスポーツ保険, 傷害保険に任意で加入してください。)
- (16) 芦田川大橋周辺は、定められた航路を遵守すること。(航路方法は配艇練習・競漕会当日とも、配艇場所に掲示するので、必ず確認を行うこと。)
- 8 開・閉会式

今年度は, 行わない。

9 組み合わせ 競漕委員会にて抽選決定する。

10 宿泊

今年度は、原則宿泊は伴わないこととする。

11 新型コロナウイルス対策

本大会は新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに沿って開催する。

- 12 その他
 - (1) 配艇練習は行わない。
 - (2) 新競漕規則を確認すること。